

原因不明の健康危機事案に対する初動対応に係る都道府県との連携について

大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室

原因不明の健康危機事案に対する初動対応に係る都道府県との連携について

問題の所在

- 一部の都道府県において、原因が不明な健康危機事案の発生を把握した場合に原因を特定するために必要な技術的助言を行う有識者や、病原体等当該健康危機事案の原因と推定される物質の検査を依頼する機関とのネットワークがない場合が想定される。
- その場合、当該都道府県において健康危機事案の原因の特定と初動対応が遅れることにより、健康被害の更なる拡大につながるおそれがある。

対応策

- 都道府県において、大規模かつ社会的な影響が大きい原因不明の健康危機事案が発生し、その原因を特定する為に必要な有識者や、病原体等当該健康危機事案の原因と推定される物質の検査を依頼する機関とのネットワークがない場合において、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室が窓口となり、厚生労働省内の関係部局並びに関係機関との橋渡しを行い、都道府県における原因不明の健康危機事案に係る初動対応（※）を支援する。
（※）病原体検査に関する助言や検査の実施等を想定。

[対応策のイメージ図]

